

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目2番11号

株 式 会 社 省 電 舎

代表取締役社長 鶴 澤 利 雄

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂くか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年6月24日（金曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月27日 月曜日 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園2丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀
3. 株主総会の目的事項
(報告事項) 第31期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告・計算書類および連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(決議事項)
第1号議案 取締役2名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類および連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（URL <http://www.shodensya.com/>）において掲載させていただきます。

連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.shodensya.com/>）に掲載していますので、本招集ご通知および添付書類には、記載していません。会計監査人、監査役会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月24日（金曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事 業 報 告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期につきましては政府の各種経済政策や金融緩和を背景に企業収益や雇用情勢が改善するなど、堅調に推移していたものの、その後中国経済の停滞に伴う株価の低迷、円高基調等の要因により当連結会計年度末には世界経済の先行き不透明感が増加し、国内経済についても先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは再生可能エネルギー事業を主たる事業として積極的に事業を推進いたしました。

省エネルギー事業、再生可能エネルギー事業ともに当初見込んでおりました案件が別案件となってしまったこと等により期初計画の売上金額を下回る結果となったものの、売上総利益確保に重点をおいた案件精査を推進することで、期初に計画しておりました売上総利益を確保いたしました。また販管費についても、経費見直しを推進することにより前年度より大幅な圧縮を実現し、営業利益についても期初計画を上回る結果となりました。また、前連結会計年度において当社子会社で請け負いました太陽光発電所建設工事について、発注主の事情により中止となった案件があり、当該案件の中止に至るまでの期間における子会社の業務に係る対価につき、発注主と合意したため受取手数料を計上いたしました。これにより経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに大幅に計画を上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,142百万円（前年同期比496百万円減、18.8%減）、営業利益57百万円（前年同期比374百万円増、前年同期 営業損失316百万円）、経常利益71百万円（前年同期比428百万円増、前年同期 経常損失357百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益57百万円（前年同期比625百万円増、前年同期 親会社株主に帰属する当期純損失568百万円）となりました。

セグメントの業績については、次の通りであります。

(省エネルギー関連事業)

省エネルギー関連事業につきましては、人員を絞り込み少人数で事業を推進いたしました。期初に計画していた案件の中で成約に至らなかったものもあり、売上は計画値には至らなかったものの、より利益率の高い別案件を受注することができ、売上高としては減少したものの売上総利益は確保することができました。また、前連結会計年度に比べ大型の案件を受注することとなったため、前年を大きく上回ることとなりました。以上の結果、売上高421百万円（前年同期比146百万円増 53.2%増）、セグメント利益（営業利益）は13百万円（前年同期 営業損失85百万円）となりました。

(再生可能エネルギー事業)

再生可能エネルギー事業につきましても、期初に計画しておりました案件の中には成約に至らなかった案件もあったものの、より利益率の高い案件でカバーすることができ、売上は計画未達の結果となったものの、売上総利益では計画を上回る利益を計上する結果となりました。前年と比較すると大幅に売上は減少しておりますが、慎重な案件精査を行った結果、利益率は大きく改善しております。この結果、売上高1,720百万円（前年同期比642百万円減 27.2%減）、セグメント利益（営業利益）34百万円（前年同期 営業損失236百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備等の取得はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

平成23年3月の東日本大震災に端を発した電力需給の逼迫並びに電力価格の高騰により、我が国における電力に対する認識が大きく変化いたしました。電力に対する意識変化や再生可能エネルギーの活用が活発になる中、再生可能エネルギー分野においては平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、近年の太陽光発電設備の急増に見られるように急激な拡大を続けており、今後、太陽光だけでなくバイオマスや風力等、他の再生可能エネルギー源においてもこの市場拡大は続くものと想定されております。

こうした環境の中で、急拡大する再生可能エネルギー市場に対応するため、増加する案件に効率的に対応すべく戦略的事業パートナーの強化並びに新たなパートナー企業との連携を図るとともに、人材確保と人材育成が当社の事業を拡大する上で、重要な課題であると考えております。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 28 期 平成25年 3 月期	第 29 期 平成26年 3 月期	第 30 期 平成27年 3 月期	第 31 期 (当連結会計年度) 平成28年 3 月期
売 上 高 (千円)	1,676,640	1,809,872	2,638,391	2,142,259
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△122,010	17,409	△357,868	71,005
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△132,987	△16,921	△568,183	57,624
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失 (△) (円・銭)	△90.74	△11.55	△318.25	31.28
総 資 産 (千円)	1,010,049	1,550,922	1,641,422	921,077
純 資 産 (千円)	309,841	294,078	239,570	291,271
1株当たり 純資産額 (円・銭)	207.33	196.57	126.79	158.10

(注) 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は純損失(△)を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 28 期 平成25年 3 月期	第 29 期 平成26年 3 月期	第 30 期 平成27年 3 月期	第 31 期 (当事業年度) 平成28年 3 月期
売 上 高 (千円)	1,597,540	1,522,873	716,038	122,020
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△60,665	34,851	△169,769	△93,163
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△71,461	△277	△666,845	△24,256
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失 (△) (円・銭)	△48.76	△0.19	△373.51	△13.17
総 資 産 (千円)	1,074,736	1,007,300	830,520	435,940
純 資 産 (千円)	388,577	389,457	236,288	206,107
1株当たり 純資産額 (円・銭)	261.05	261.65	125.01	111.88

(注) 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は純損失(△)を算定しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な業務内容
ドライ・イー株式会社	百万円 140	% 100	再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務

(10) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業区分	事業内容
省エネルギー関連事業	省エネルギー事業及び導入機器の販売業務
再生可能エネルギー事業	再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務

(11) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

当 社	本 社：東京都港区 大阪オフィス：大阪府大阪市西区
ド ラ イ ・ イ ー 株 式 会 社	本 社：東京都港区

(12) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

	従 業 員 数	対前連結会計年度末比増減
省エネルギー関連事業	8名	2名減
再生可能エネルギー事業	14名	増減なし
合 計	22名	2名減

(13) 主な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	165,000千円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,920,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,842,273株 |
| ③ 株主数 | 2,547名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
中村健治	304,500株	16.5%
楽天証券株式会社	30,600株	1.7%
岡本佳治	28,000株	1.5%
西出佳世子	27,200株	1.5%
株式会社SBI証券	24,500株	1.3%
久田与次郎	22,000株	1.2%
UBS AG SINGAPORE	20,000株	1.1%
松井証券株式会社	19,000株	1.0%
野村證券株式会社 野村ネット&コーポラル	15,700株	0.9%
池松正剛	13,600株	0.7%

(注) 持株比率は自己株式（1株）を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権に関する事項

- ① 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中において当社使用人等に対して交付した新株予約権の内容等
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項等
平成17年11月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、平成27年12月19日をもって行使期間が満了し、失効しております。

(3) 会社役員 の 状況 (平成28年 3月31日現在)

① 取締役および監査役の状況

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
鶴 澤 利 雄	代表取締役社長	
嘉 納 毅	取締役副社長	再生可能エネルギー事業担当役員
福 本 裕 士	取締役	管理本部担当役員
中 島 重 夫	取締役	
伍 堂 英 雄	常勤監査役	
奈 良 洋	監査役	税理士
松 井 孝 夫	監査役	

- (注) 1. 取締役中島重夫氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役中島重夫氏は、平成28年3月31日付で辞任により退任しております。
3. 監査役奈良洋氏および松井孝夫氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役奈良洋氏は税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役奈良洋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 平成27年6月26日付で取締役小山田明宏氏は任期満了により退任しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	2名	7,852千円	
監 査 役	2名	9,000千円	うち社外監査役1名2,400千円
計	4名	16,852千円	

- (注) 1. 会社法第361条に基づく株主総会承認の報酬限度額 取締役年額 100,000千円
2. 会社法第387条に基づく株主総会承認の報酬限度額 監査役年額 30,000千円
(いずれの限度額も平成16年9月10日開催の臨時株主総会決議)

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼任の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

氏名	兼任先および兼任内容	兼任先と当社との取引関係
奈良 洋	奈良会計事務所株式会社 代表取締役 e-マネジメント株式会社 監査役 リアルパートナーズ株式会社 監査役 株式会社オファーテック 監査役 株式会社小堀総合企画 監査役 社団法人日本フィットネス協会 監事 財団法人21世紀日本委員会 監事	—
松井 孝夫	日本アジア証券株式会社 顧問 いい生活株式会社 顧問	—

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
中島 重夫	社外取締役	当期開催の取締役会22回のうち19回に出席し、適時適正な発言を行っております。
奈良 洋	社外監査役	当期開催の取締役会22回のうち21回に出席し、また、監査役会12回のうち12回に出席し、適時適正な発言を行っております。
松井 孝夫	社外監査役	当期開催の取締役会22回のうち21回に出席し、また、監査役会12回のうち12回に出席し、適時適正な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

アスカ監査法人

(注) 1. 当社の会計監査人でありましたアーク監査法人は、平成27年7月24日付で辞任し、同日開催の監査役会において、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、アスカ監査法人を一時会計監査人として選任しております。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 15,000千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに前会計監査人の報酬額との比較した上で、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度においてアーク監査法人に支払われた報酬等はありません。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は平成20年2月20日の取締役会において以下に記載の内部統制システム構築の基本方針を決議し、本基本方針に基づく体制の整備を行い、業務の適法性・有効性の確保並びにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図って参ります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業理念、行動規範、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

当社グループ全社を横断するコンプライアンス統括室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定が必要な事項については事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制となっております。

また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築し、顧問弁護士に直接通報できるように運用しております。内部通報制度は匿名での通報を認めること、通報をした者が通報を理由に不利益な取り扱いを受けることが無いことをその内容に含んでおります。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規程、稟議規程、文書管理規定に基づき、適切な保存および管理（廃棄を含む）を行っております。また、取締役および監査役は保存された情報を閲覧することが可能な体制となっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンスリスクに対処する為、経営管理部は経営戦略会議、取締役会に随時報告し、未然にリスクを防止するよう努めるとともに、グループ各社の相互連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行います。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えます。

④ 取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針および重要な業務執行の意思決定および業務執行状況の監督を行っております。業務執行に関しては、経営環境の変化に迅速・的確に対応し、業務執行の有効性と経営の効率性を図るため、代表取締役および業務執行を担当する取締役等で構成される経営会議、経営戦略会議を設置し、原則毎月一回開催することにより、取締役会付議事項の審議および取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行います。

また、当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社を当社の一部書と位置付け、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限および権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的、統括的に管理することとします。内部監査部門は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する体制としております。

⑥ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、原則月に一回開催される取締役会に出席し、また必要に応じて他の会議体に出席することにより、取締役および使用人から、重要事項の報告を受ける体制となっております。

また、取締役および使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役に報告するものとしします。

⑦ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の業務執行を含む経営の日常的活動の監査を行います。監査役は、取締役会等の重要な経営会議において、取締役および使用人等から営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧や、内部監査担当部門や会計監査人からの報告等を通じて、業務執行状況の監査を実施します。

監査役は、代表取締役社長との定期的な会合を設けるとともに、内部監査担当部門および会計監査人と、定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保するものとしします。

また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、その費用を負担します。

⑧ 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社および当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為を行いません。また、反社会的勢力および団体からの介入を防止するため警察当局、暴力団追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携を確保します。また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、または暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行いません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適正に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行について

当連結会計年度において当社は、社外取締役1名を含む4名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む3名の監査役が出席する取締役会を22回開催し、業務に関する重要事項について決議するとともに、当社子会社に関する報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、取締役及び各本部の本部長出席の本部長会議において毎月1回開催し、重要事項について慎重に検討しております。

② 監査役の職務の執行について

監査役は取締役会に出席するほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また当連結会計年度においては、監査役会を12回開催し、各監査役管での意思疎通を図るとともに会計監査人及び内部監査担当部門との連携及び情報交換を行い、また、代表取締役及び取締役とのヒアリングの機会を設けること等により、効果的な監査役の職務執行に努めております。

③ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しております。また、内部通報運用規程に基づき顧問弁護士を通報窓口とするコンプライアンス通報窓口を設置しております。

(3) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成26年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めるとともに、平成26年6月26日開催の当社第29期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模な買付け等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付け等に係る提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付け等に係る提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありえます。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある当社株式の大規模な買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の買付け等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、株主の皆様に大規模な買付け等に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを以下のとおり実施しております。これらの取組みは、上記1. の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、創業以来、30年超にわたりエネルギーに関連した事業を推進しており、お客様に最適なエネルギー・ソリューション・サービスをご提供してまいりました。「ワンストップ・エネルギーソリューション・カンパニー」として省エネルギーソリューションを提供し、オフィスやホテル、工場といった対象施設全体の全エネルギー源に対する調査・診断・コンサルティングから施工、維持管理、その後の効果測定・検証・金融情報の提供までを一貫して行い、エネルギー削減策を提供するエスコ（ESCO）事業を主たる事業としてまいりました。

ここ数年においては、「環境への配慮」という新たな課題に向けた取組みに重きが置かれる事例も多くご相談いただくようになり、お客様の関心は、お客様ご自身の経営コスト削減に向けた「省エネルギー」という観点からだけではなく、「環境への配慮」をも考慮されるよう変化しているものと感じておりました。

そうした背景から、当社は、再生可能エネルギー事業としてバイオガス・プラント等再生可能エネルギー設備の導入における企画、設計、販売、施工、及びコンサルティング事業を開始いたしました。特にバイオガス発電事業は、再生可能エネルギーに対するニーズが非常に強いことに加えて、原料として使用される食品廃棄物などの処理ニーズも高いことから、市場の成長が見込め、また、社会的な意義も高い事業と考えております。当社は、従前から、将来性の高いバイオガス発電に注目し、当社の連結子会社であるドライ・イー株式会社を通じてバイオガス・プラント事業を推進していますが、今後も経営資源を積極的に投入し、中長期的に当社のコア事業の一つとして育成していく方針であります。また、バイオガス発電により最終的に排出される固体・液体には窒素とリンが含有されていますが、将来的には、これらを有機肥料として活用することで、リサイクルスキームを確立し、循環型社会へ寄与する事業としていくことを目指しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、国策国益に則ったエネルギー関連事業を推進するにあたり、法令遵守の精神の元に迅速な意思決定と適切な業務遂行を行って参ります。株主及びあらゆるステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じて企業価値を高め、環境経営やCSR（企業の社会的責任）に寄与することを経営上の重要課題のひとつと位置付けております。当社は、株主及び投資家の権利を保護する立場から、株主の平等性の確保等を推進するとともに、会社の財政状況、業績やガバナンスを含む重要事項について、積極的なディスクロージャーに取り組んでいく所存であります。

② 会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

当社では取締役会を原則として月一回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。取締役会は取締役のほか常勤監査役、非常勤監査役が出席することで取締役の職務執行を監視しております。また、投資家向けの情報開示につきましては、情報開示責任者を中心に経営管理部において迅速な情報開示を行う体制を構築しております。決算情報開示の早期化に努める一方で、決算説明会を開催し投資家の皆さまとのコミュニケーションを推進しております。

3. 本プラン導入の目的

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされる際に、当該大規模買付けに応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって、上記1.に記載の基本方針に沿って導入するものであります。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

また、平成28年3月31日現在における当社大株主の状況は、事業報告「2. 会社の状況に関する事項」「(1) 株式に関する事項 ④ 大株主」に記載のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為にかかる提案を受けているわけではありません。

また、将来的に、当社の事業やビジネスに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客や従業員その他ステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される可能性も否定できません。

当社取締役会は、上記1.に記載の基本方針のとおり、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案が行われた場合に、当該買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。その際、株主の皆様のご判断は、当該大規模買付提案に関して十分な時間と情報をもった上で行われるべきであり、当社取締役会は株主共同の利益を確保する観点から、株主の皆様に対して、十分な時間と情報を確保する役割を担っているものと考えます。

以上により、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為に備えた対応策を現時点から準備しておく必要があると判断し、本プランを導入することを決定したものです。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランの対象となる者は、当社の株式等（注1）の買付行為のうち、特定株主グループ（注2）の株式等保有割合（注3）を20%以上とすることを目的とするもの、又は結果として特定株主グループの株式等保有割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を行おうとする者です。

注1：株式等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株主グループとは、当社の株式等の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株式等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注3：株式等保有割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株式等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとし、）又は(ii)特定株主グループが当社の株式等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち、直近に提出されたものを参照することができるものとします。

② 「意向表明書」の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(a) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(b) 代表者の役職及び氏名

- (c) 会社等の目的及び事業の内容
 - (d) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
 - (e) 国内連絡先
 - (f) 設立準備法
- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況
- (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに、大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- (iv) 本プランに従う旨の誓約

③ 大規模買付情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報の項目を記載したリスト（以下、「大規模買付情報リスト」といいます。）を上記②(i)(e)の国内連絡先宛に発送し、大規模買付者には、当社代表取締役に対して、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を書面その他当社が適当と認める方法で提供していただきます。

また、大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、大規模買付情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、大規模買付情報が十分に提出されない場合

であっても情報提供期間が上限に達した時は、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討を行うものとします。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストに含まれるものとしますが、大規模買付情報リストの具体的な内容については、当社取締役会が、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定いたします。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目にかかる情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- (i) 大規模買付者及びそのグループの詳細(沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- (ii) 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、当該買付の対価の種類及び金額、当該買付の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び当該買付を行った後における株式等所有割合、当該買付の方法の適法性を含みます。)
- (iii) 買付対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び当該買付にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

- (viii) 大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社グループの従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び大規模買付情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、すみやかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨をすみやかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに速やかに開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取

締役に對して對抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に對して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に對し對抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合、原則として、当社取締役会に對し對抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断され、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本対応の例外的措置として、對抗措置の発動を勧告することがあります。

(iii) 上記(i)、(ii)にかかわらず株主総会による意思確認を要すると判断した場合

独立委員会は、對抗措置を発動するか否かにつき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した時、当社取締役会に對し株主意思確認の株主総会招集を勧告することがあります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動・不発動又は株主意思確認の株主総会招集の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が對抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 對抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い對抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)對抗措置を

発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと思えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成26年6月26日開催の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で

変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、上記4. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されま

す。
また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされておりま

す。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。
また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度にできないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当

社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模な買付け等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付け等に係る提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付け等に係る提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありえます。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある当社株式の大規模な買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の買付け等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、株主の皆様に大規模な買付け等に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、その他の数値については単位未満を四捨五入しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	798,325	流 動 負 債	629,426
現金及び預金	248,033	買掛金	5,030
受取手形及び売掛金	327,245	短期借入金	165,000
原材料	17,391	未払金	254,913
未成事業支出金	73,306	前受金	84,227
前渡金	58,825	未払法人税等	24,595
その他	79,285	未払消費税等	82,330
貸倒引当金	△5,763	メンテナンス費用引当金	305
固 定 資 産	122,751	その他	13,023
有形固定資産	3,714	固 定 負 債	378
建物	1,728	繰延税金負債	378
機械及び装置	769	負 債 合 計	629,805
工具、器具及び備品	540	純 資 産 の 部	
土地	676		千円
無形固定資産	80	株 主 資 本	290,412
その他	80	資本金	873,099
投資その他の資産	118,957	資本剰余金	680,279
投資有価証券	51,087	利益剰余金	△1,262,964
出資金	39,002	自己株式	△1
破産更生債権等	173,465	その他の包括利益累計額	858
その他	28,866	その他有価証券評価差額金	858
貸倒引当金	△173,465	純 資 産 合 計	291,271
資 産 合 計	921,077	負 債 ・ 純 資 産 合 計	921,077

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
売上高	千円 2,142,259
売上原価	1,671,023
売上総利益	471,236
販売費及び一般管理費	413,421
営業利益	57,814
営業外収益	
受取利息	331
受取配当金	7
受取手数料	20,068
その他	399
営業外費用	
支払利息	2,694
支払リース料	2,259
その他	2,661
経常利益	71,005
特別利益	
新株予約権戻入益	5,981
固定資産売却益	625
特別損失	
固定資産売却損	470
税金等調整前当期純利益	77,141
法人税、住民税及び事業税	19,516
当期純利益	57,624
親会社株主に帰属する当期純利益	57,624

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	873,099	680,279	△1,320,589	△1	232,788
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			57,624		57,624
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	57,624	—	57,624
当期末残高	873,099	680,279	△1,262,964	△1	290,412

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	801	801	5,981	239,570
当期変動額				
親会社株主に帰属 する当期純利益				57,624
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	57	57	△5,981	△5,923
当期変動額合計	57	57	△5,981	51,700
当期末残高	858	858	—	291,271

独立監査人の監査報告書

平成28年5月27日

株式会社 省電舎
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中大丸	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田一郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社省電舎の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日開催の取締役会において資金の借入を決議し、平成28年4月15日に実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	313,729	流 動 負 債	229,453
現金及び預金	99,352	買掛金	2,519
売掛金	18,418	短期借入金	165,000
原材料	9,408	未払金	46,648
前渡金	807	未払費用	4,633
立替金	95,356	未払法人税等	8,394
前払費用	6,115	前受金	27
未収入金	72,485	預り金	779
その他	12,305	前受収益	903
貸倒引当金	△520	メンテナンス費用引当金	305
		その他	240
固 定 資 産	122,211	固 定 負 債	378
有 形 固 定 資 産	3,174	繰延税金負債	378
建物	1,728	負 債 合 計	229,832
機械及び装置	769	純 資 産 の 部	
土地	676		千円
無 形 固 定 資 産	80	株 主 資 本	205,249
電話加入権	80	資本金	873,099
投資その他の資産	118,957	資本剰余金	680,279
投資有価証券	51,087	資本準備金	680,279
出資金	39,002	利益剰余金	△1,348,127
敷金及び保証金	28,796	その他利益剰余金	△1,348,127
破産更生債権等	149,315	繰越利益剰余金	△1,348,127
その他	70	自己株式	△1
貸倒引当金	△149,315	評 価 ・ 換 算 差 額 等	858
		その他有価証券評価差額金	858
資 産 合 計	435,940	純 資 産 合 計	206,107
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	435,940

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		122,020
売 上 原 価		90,754
売 上 総 利 益		31,266
販売費及び一般管理費		
役 員 報 酬	16,852	
給 料 及 び 手 当	48,295	
法 定 福 利 費	8,086	
賃 借 料	31,238	
支 払 報 酬	59,122	
減 価 償 却 費	309	
旅 費 及 び 交 通 費	5,349	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△4,713	
そ の 他	56,195	220,738
営 業 損 失		189,472
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	295	
受 取 配 当 金	7	
経 営 指 導 料	3,055	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	97,056	
そ の 他	1,412	101,827
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,694	
支 払 リ ー ス 料	2,259	
そ の 他	564	5,518
経 常 損 失		93,163
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,981	
固 定 資 産 売 却 益	625	6,606
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	470	470
税 引 前 当 期 純 損 失		87,027
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△62,770
当 期 純 損 失		24,256

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	873,099	680,279	680,279	△1,323,870	△1,323,870	△1	229,506
当期変動額							
当期純損失 (△)				△24,256	△24,256		△24,256
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△24,256	△24,256	—	△24,256
当期末残高	873,099	680,279	680,279	△1,348,127	△1,348,127	△1	205,249

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	801	801	5,981	236,288
当期変動額				
当期純損失 (△)				△24,256
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	57	57	△5,981	△5,923
当期変動額合計	57	57	△5,981	△30,180
当期末残高	858	858	—	206,107

独立監査人の監査報告書

平成28年5月27日

株式会社 省電舎
取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	田 中 大 丸 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社省電舎の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日開催の取締役会において資金の借入を決議し、平成28年4月15日に実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に關して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。
- 4) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

株式会社省電舎監査役会

常勤監査役 伍 堂 英 雄 ㊟

監 査 役 奈 良 洋 ㊟

監 査 役 松 井 孝 夫 ㊟

※監査役 奈良洋、松井孝夫は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役中島重夫は平成28年3月末日をもって辞任し、取締役嘉納毅は本総会終了の時をもって辞任により退任いたしますので、今後の経営体制の強化を図るため取締役2名を増員いたしたく、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<small>なか むら けん じ</small> 中 村 健 治 (昭和23年1月10日生)	昭和41年9月 丸正通信精器株式会社 入社 昭和46年3月 株式会社マイクロアビオニクス 入社 昭和47年3月 同社常務取締役 昭和49年11月 株式会社エール・ケン・フォー設 立とともに代表取締役社長就任 昭和61年6月 当社設立とともに代表取締役社長 就任 平成23年5月 当社取締役会長 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成25年1月 当社代表取締役会長兼社長 平成26年1月 当社名誉会長 平成26年1月 株式会社エールケンフォー代表取 締役就任	304,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	にし じま おきむ 西 島 修 (昭和40年5月7日生)	<p>平成元年4月 株式会社サーリース入社</p> <p>平成5年3月 株式会社セブンイレブンジャパン入社</p> <p>平成6年4月 エスアンドエフ株式会社（現株式会社エイブル）入社</p> <p>平成12年8月 株式会社アパマンショップネットワーク（現株式会社アパマンショップホールディングス）入社</p> <p>平成14年12月 同社 取締役経営企画部長</p> <p>平成16年10月 同社 常務取締役経営戦略本部長</p> <p>平成17年10月 同社 常務取締役経営企画本部長</p> <p>平成18年7月 同社 常務取締役経営企画本部長兼管理本部長</p> <p>平成20年1月 株式会社イマン 代表取締役</p> <p>平成20年7月 株式会社インターコネクト 取締役</p> <p>平成23年1月 三光ソフランホールディングス株式会社 入社 薬配株式会社 取締役</p> <p>平成23年5月 株式会社ハウジング恒産 常務取締役</p> <p>平成23年5月 株式会社ライフギャラリー 代表取締役</p> <p>平成23年11月 株式会社ハウジング恒産 専務取締役</p> <p>平成24年6月 全国賃貸管理ビジネス協会 理事就任</p> <p>平成25年2月 友愛不動産株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>平成26年6月 株式会社スリーワイズエステート 代表取締役（現任）</p> <p>平成28年1月 日本電源株式会社社外取締役（現任）</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者西島修氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役であります。
3. 社外取締役の選任理由について
西島修氏は、豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験や知見から社外取締役に適任と判断し、候補者とするものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終了の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1 (※)	こさか たかし 小坂 岑史 (昭和18年6月24日生)	昭和42年4月 株式会社東芝 入社 平成6年4月 同社 火力プロジェクト部担当部長 平成9年4月 東芝プラント建設株式会社 入社 平成14年9月 アラビア石油株式会社 入社 平成15年7月 千代田化工建設株式会社 入社 平成17年4月 株式会社東芝 電力システム社 入社 平成23年10月 当社入社 営業企画部顧問 平成27年4月 当社 再生可能エネルギー事業部 顧問	一株
2	な ら ひろし 奈良 洋 (昭和40年3月3日生)	平成9年12月 税理士登録（東京税理士会神田支部所属） 平成10年1月 奈良会計事務所開設 平成13年8月 奈良会計事務所株式会社代表取締役就任（現任） 平成17年12月 当社 監査役就任（現任）	一株
3	まつ い たか お 松井 孝夫 (昭和12年8月21日生)	昭和35年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 昭和63年12月 同社 取締役就任 平成3年3月 同社 常務取締役就任 平成6年2月 同社 専務取締役就任 平成8年3月 千代田証券株式会社 代表取締役社長就任 平成16年3月 いい生活株式会社顧問（現任） 平成17年8月 日本アジア証券株式会社顧問（現任） 平成20年6月 当社監査役就任（現任）	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
3. 候補者奈良 洋氏、松井孝夫氏は会社施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者です。

4. 社外監査役候補者の選任理由について
 - (1) 奈良洋氏については、税理士としての豊富な専門的知識と知見から社外監査役に適任と判断し、候補者とするものであります。
 - (2) 松井孝夫氏については、証券会社での豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験や知見から社外監査役に適任と判断し、候補者とするものであります。
5. 奈良洋氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年6ヵ月となります。
6. 松井孝夫氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたアーク監査法人は平成27年7月24日付で当社会計監査人を辞任しております。これに伴い、会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するために、アスカ監査法人を一時会計監査人として平成27年7月24日付で就任頂いております。同監査法人のこれまでの会計監査の状況等から当社の会計監査人として相当であると判断し、監査役会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者といたしました。

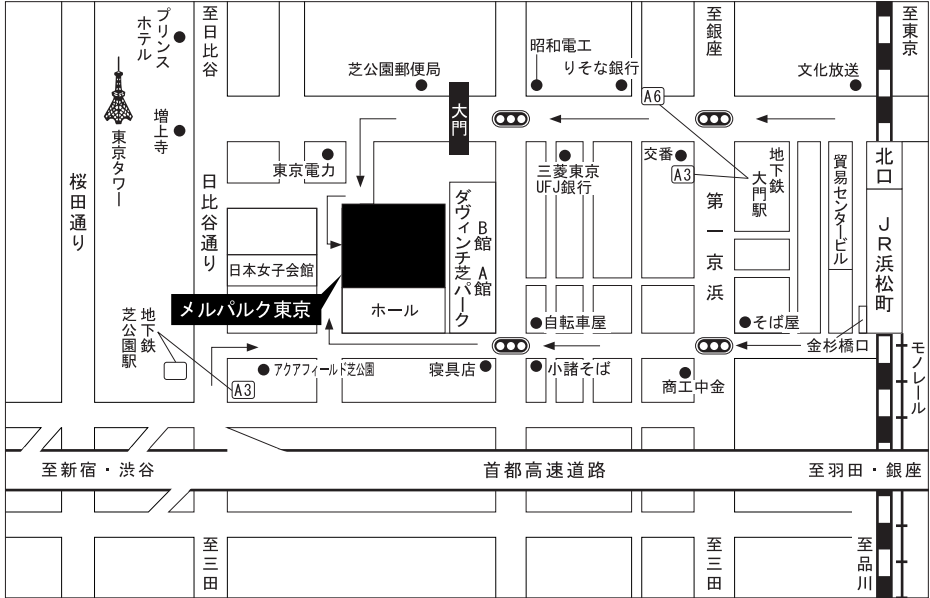
会計監査人候補者は次の通りであります。

監査法人の名称	：	アスカ監査法人	
事務所の所在場所	：	主たる事務所	東京都港区西新橋2-7-4 CJビル6階
		その他の事務所	大阪事務所 大阪府大阪市北区梅田1丁目2番2号 大阪駅前第2ビル3階
沿革	：	昭和59年09月	アスカ公認会計士共同事務所設立
		昭和62年04月	アスカ監査法人設立
		平成16年04月	大阪事務所開設
		平成16年10月	TIAGのメンバーファームとなる
		平成22年09月	PCAOBに登録
監査関係会社	：	55社（平成27年12月現在）	
		金融商品取引法・会社法監査（上場会社）	：20社／会社法監査等 法定監査：15社／その他監査（株式上場準備会社他）：10社／ レビュー及びコンサルティング：10社
資本金	：	20,500千円（平成27年12月31日現在）	
構成人員	：	社員（公認会計士）	6名
		専門職員（公認会計士）	15名
		専門職員（公認会計士試験合格者）	24名
		事務職員	5名

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都港区芝公園2丁目5番20号
 メルパルク東京 4階 孔雀
 電話 03 (3433) 7210



- (交通) ●JR・モノレール
 浜松町駅(北口)より徒歩10分
 ●都営地下鉄三田線
 芝公園駅より徒歩5分
 ●都営地下鉄浅草線・大江戸線
 大門 駅より徒歩7分